

産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例

産業技術短期大学校条例（平成 8 年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入学資格)</p> <p>第 3 条 短期大学校に入学することができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 産業技術専攻科 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第16条第 2 項の規定に基づく</u>職業能力開発短期大学校を卒業した者又はこれと同等以上の職業能力があると知事が認めた者であって規則で定める要件に該当するもの</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第 3 条 短期大学校に入学することができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 産業技術専攻科 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の 6 第 1 項第 2 号に掲げる</u>職業能力開発短期大学校を卒業した者又はこれと同等以上の職業能力があると知事が認めた者であって規則で定める要件に該当するもの</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。